

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（特例申告を除く納税申告の方法）</p> <p>7-4 納税申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を除く。）は、令第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1 及び C-5025-2）3 通（原本、許可書用、統計用）<u>（「財務省の計算証明に関する指定」（平成 29 年会計検査院訓令 29 検第 402 号）別表第 2 の関税及び税関の徴収する内国消費税の項に該当する場合又は石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告に係るものである場合には、それぞれ 1 通を加える。）を税関に提出することにより行うが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。</u></p> <p>また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-9 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。</p> <p>（注） 関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定</p> <p>イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</p> <p>ロ 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 その他</p> <p>（「関税を課することができることとなった日」の意義）</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（特例申告を除く納税申告の方法）</p> <p>7-4 納税申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を除く。）は、令第 4 条第 1 項に規定する事項を記載した「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1 及び C-5025-2）3 通（原本、許可書用、統計用）<u>（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成 29 年 4 月会計検査院長訓令 検第 402 号）別表第 2 の関税及び税関の徴収する内国消費税の項に該当する場合又は石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告に係るものである場合には、それぞれ 1 通を加える。）を税関に提出することにより行うが、その申告が法第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。</u></p> <p>また、その申告に係る貨物について令第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記 7-9 の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。</p> <p>（注） 関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定</p> <p>イ 関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</p> <p>ロ 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 その他</p> <p>（「関税を課することができることとなった日」の意義）</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>14-2 法第14条第7項第4号に規定する「関税を課することができることとなつた日」とは、定率法第7条第3項又は第8条第2項の規定に基づく政令の規定により関税を課することができることとなつた日をいう。</p> <p>（関税ほ脱の場合の期間制限等）</p> <p>14-3 法第14条第4項に規定する「不正の行為」とは、関税を免れることを可能又は危険ならしめる偽り以外の行為をいい、社会通念上不正と認められる場合にはすべてこれに該当するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 保稅地域 第3節 保稅蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)~(2) （省略）</p> <p>(3) 令第36条の3第7項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70-3-1 の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ~ホ （省略）</p> <p>へ <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）</p> | <p>14-2 法第14条第4項第4号に規定する「関税を課することができることとなつた日」とは、定率法第7条第3項又は第8条第2項の規定に基づく政令の規定により関税を課することができることとなつた日をいう。</p> <p>（関税ほ脱の場合の期間制限等）</p> <p>14-3 法第14条第3項《<u>関税ほ脱の場合の期間制限</u>》に規定する「不正の行為」とは、関税を免れることを可能又は危険ならしめる偽り以外の行為をいい、社会通念上不正と認められる場合にはすべてこれに該当するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 保稅地域 第3節 保稅蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)~(2) （同左）</p> <p>(3) 令第36条の3第7項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70-3-1 の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ~ホ （同左）</p> <p>へ <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--------------------------------|---|--|--------------------------------|--|
| ト～ナ （省略） | | | ト～ナ （同左） | | |
| 第 6 章 通 関 第 1 節の 2 輸出申告の特例 | | | 第 6 章 通 関 第 1 節の 2 輸出申告の特例 | | |
| (他法令による許可、承認等の確認) | | | (他法令による許可、承認等の確認) | | |
| 70-1-1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。 | | | 70-1-1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。 | | |
| (1)～(4) （省略） | | | (1)～(4) （同左） | | |
| 別表第 1 | | | 別表第 1 | | |
| 法 令 名 | 輸出の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 | 法 令 名 | 輸出の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| イ. （省略） | (省略) | (省略) | イ. （同左） | (同左) | (同左) |
| ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ホ) (省略) | (省略) | (省略) | ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(ホ) (同左) | (同左) | (同左) |
| (ハ) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和 26 年法律第 252 号） | <u>第 30 条の 6 第 3 項</u> 《輸出の制限》 | <u>第 30 条の 6 第 3 項の規定により厚生労働大臣が交付する覚醒剤原料輸出許可書若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書若しくはその写し</u> | (ヘ) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和 26 年法律第 252 号） | <u>第 30 条の 6 第 2 項</u> 《輸出の制限》 | <u>第 30 条の 6 第 2 項の規定により厚生労働大臣が発行した覚せい剤原料輸出許可書又はその写し</u> |
| (ト)～(チ) (省略) | (省略) | (省略) | (ト)～(チ) (同左) | (同左) | (同左) |
| ハ. （省略） | (省略) | (省略) | ハ. （同左） | (同左) | (同左) |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別表第 2 （省略）</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（輸入申告書の添付書類）</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7-4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。</p> <p>なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、<u>この通達及び他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</u></p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) E P A 税率の適用を受けようとする貨物に係る令第61条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第27条第 1 項に規定する原産地証明書（<u>これらの貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。</u>）</p> <p>(5)及び(6) （省略）</p> | <p>別表第 2 （同左）</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>（輸入申告書の添付書類）</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7-4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。</p> <p>なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) E P A 税率の適用を受けようとする貨物に係る令第61条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第27条第 1 項に規定する原産地証明書（<u>当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。</u>）</p> <p>(5)及び(6) （同左）</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|--|-----|-------------|---------------|---------|------|------|-----------------------------|------|------|----------------------------------|------------------|--|-------------|------|------|---|--|--|-----|-------------|---------------|---------|------|------|-----------------------------|------|------|-----------------------------------|------------------|--|-------------|------|------|
| <p>（他法令による許可、承認等の確認） 70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)~(4) （省略）</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. （省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>(ハ) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）</td> <td>第30条の6第1項《輸入の制限》</td> <td>第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「<u>覚醒剤原料輸入許可書</u>」若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「<u>携帯輸入許可書</u>」若しくはその写し</td> </tr> <tr> <td>(ト)~(ム)（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 （省略）</p> | | | 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 | イ. （省略） | （省略） | （省略） | ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（省略） | （省略） | （省略） | (ハ) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号） | 第30条の6第1項《輸入の制限》 | 第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>覚醒剤原料輸入許可書</u> 」若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>携帯輸入許可書</u> 」若しくはその写し | (ト)~(ム)（省略） | （省略） | （省略） | <p>（他法令による許可、承認等の確認） 70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)~(4) （同左）</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. （同左）</td> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（同左）</td> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td>(ハ) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）</td> <td>第30条の6第1項《輸入の制限》</td> <td>第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「<u>覚せい剤原料輸入許可書</u>」又はその写し</td> </tr> <tr> <td>(ト)~(ム)（同左）</td> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 （同左）</p> | | | 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 | イ. （同左） | （同左） | （同左） | ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（同左） | （同左） | （同左） | (ハ) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号） | 第30条の6第1項《輸入の制限》 | 第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>覚せい剤原料輸入許可書</u> 」又はその写し | (ト)~(ム)（同左） | （同左） | （同左） |
| 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ. （省略） | （省略） | （省略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（省略） | （省略） | （省略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハ) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号） | 第30条の6第1項《輸入の制限》 | 第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>覚醒剤原料輸入許可書</u> 」若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>携帯輸入許可書</u> 」若しくはその写し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ト)~(ム)（省略） | （省略） | （省略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ. （同左） | （同左） | （同左） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)~(ホ)（同左） | （同左） | （同左） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハ) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号） | 第30条の6第1項《輸入の制限》 | 第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「 <u>覚せい剤原料輸入許可書</u> 」又はその写し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ト)~(ム)（同左） | （同左） | （同左） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)</p> <p>71-3-1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。</p> <p>この場合において規則第1条の7に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、銲接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「〇〇（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、<u>「assembled in 〇〇」、「組立〇〇」。</u>）を表示するものとする。）。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(直接若しくは間接に偽った表示等)</p> <p>71-3-3 輸入貨物が容器入りのもの又は包装されたもの等である場合において、当該貨物自体又は容器若しくは包装等のいずれかに当該貨物の原産地以外の国、地域及び都市等の名称（以下「国名等」という。）がその原産地として表示され又はその原産地を誤認させる表示がされているときは、「偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に該当するものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する表示は、原則として「誤認を生じさせる表示」として取り扱う。ただし、当該表示以外に真正な原産地を表わす明確な表</p> | <p>(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)</p> <p>71-3-1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。</p> <p>この場合において規則第1条の7に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、銲接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「〇〇（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、<u>「assembled in 〇〇」</u>）と表示するものとし、当該貨物に本邦のものと同認められる会社の名称、商標等が表示されているときは、日本文字により表示（例えば、「組立〇〇」）させるものとする。）。</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>(直接若しくは間接に偽った表示等)</p> <p>71-3-3 輸入貨物が容器入りのもの又は包装されたもの等である場合において、当該貨物自体又は容器若しくは包装等のいずれかに当該貨物の原産地以外の国、地域及び都市等の名称（以下「国名等」という。）がその原産地として表示され又はその原産地を誤認させる表示がされているときは、「偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に該当するものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する表示は、原則として「誤認を生じさせる表示」として取り扱う。ただし、当該表示以外に真正な原産地を表わす明確な表</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>示があり、その大きさ、表示場所等が当該表示の大きさ、表示場所等に比し妥当であると認められるときは、当該表示は「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ 貨物の原産地以外の国名等が表示されている場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 当該国名等をその一部として用いた商標等が表示されているとき。</p> <p>(ハ)及び(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(誤認を生じさせる表示に該当しない表示)</p> <p>71-3-4 次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>示があり、その大きさ、表示場所等が当該表示の大きさ、表示場所等に比し妥当であると認められるときは、当該表示は「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ 貨物の原産地以外の国名等が表示されている場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 当該国名等をその一部として用いた商標等が表示されているとき <u>(ただし、商標の場合において、当該商標が真正なものであり、本邦において著名であるときを除く。)</u>。</p> <p>(ハ)及び(ニ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(誤認を生じさせる表示に該当しない表示)</p> <p>71-3-4 次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) <u>「産業標準化法（昭和24年法律第185号）」に基づく日本産業規格に該当するものであることを示す特別の表示（「JIS」マーク）、「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」に基づく日本農林規格の格付けの表示（「JAS」マーク）、「家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）」に基づく家庭用品の品質に関する表示、あるいは、業界の自主規制に基づく品質、規格等に関する表示（例えば、日本玩具協会の玩具安全マーク（「ST」マーク））が表示されている場合。</u> <u>ただし、前記71-3-3(1)ロ(ロ)に該当する場合はこの限りではない（例えば、家庭用品品質表示法に基づく表示者（本邦法人名）が表示されている場合。)</u>。</p> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>（関税法令上の原産地と他の法令に基づく表示が相違する場合）</u></p> <p><u>71-3-5 関税法令上の原産地と食品表示法（平成25年法律第70号）等他の法令に基づく原産地の表示とが相違する場合であって、当該他の法令に基づき原産地の国等の表示が義務付けられており、当該他の法令に基づく適正な表示であると認められるときは、関税法第71条又は第78条の虚偽表示貨物には該当しないこととして差し支えない。</u></p> <p>（法第71条第2項又は第78条第1項の規定による「通知」の方法等） <u>71-3-6</u> （省略）</p> <p>（偽った表示等がなされている場合の当該表示の抹消等） <u>71-3-7</u> （省略）</p> <p>（輸入許可に際しての納税の確認等） 72-3-1 法第72条《関税等の納付と輸入の許可》の規定による関税等の納付の確認及び関税等が納付された場合におけるその収納済額の登記については、前記<u>9の4-6</u>（関税の納付の確認）及び<u>9の4-7</u>（収納済額の登記）による。</p> | <p><u>（新規）</u></p> <p>（法第71条第2項又は第78条第1項の規定による「通知」の方法等） <u>71-3-5</u> （同左）</p> <p>（偽った表示等がなされている場合の当該表示の抹消等） <u>71-3-6</u> （同左）</p> <p>（輸入許可に際しての納税の確認等） 72-3-1 法第72条《関税等の納付と輸入の許可》の規定による関税等の納付の確認及び関税等が納付された場合におけるその収納済額の登記については、前記<u>9の4-4</u>（関税の納付の確認）及び<u>9の4-5</u>（収納済額の登記）による。</p> |